

1. はじめに

近年、開発論の分野では、経済発展の過程で共同体⁽¹⁾が重要な役割を果たすことが指摘されている。経済発展とは人びとの生活が豊かになる過程だが、そのための物質的な前提として、財やサービスが効率的に生産・供給される必要がある。財やサービスは私的財と公共財に分類でき⁽²⁾、一般に私的財は市場にて競争を通して効率的に供給されるが、公共財は市場では「市場の失敗」により過少にしか供給されないため、国家や共同体による供給が必要となる。近年の開発論の議論は、国家の成立が不十分な社会において共同体が公共財を供給し、市場や国家を補完することで、経済発展に貢献してきたことを強調している⁽³⁾。しかしその一方で、先進国ではかつて共同体が担っていた役割の多くが、市場や国家が取って代わられている。この観察は、共同体の役割が経済発展に伴って変化する可能性を示唆している。

本章の目的は、共同体を公共財の供給組織としてとらえたとき、その役割が経済発展の過程でどのように変化するかを検討することで、「むらの変容をどう捉えるか」という今日のむらを巡る問題を考察することである。こうした共同体の役割の変化は、経済学的な見地からは、私的財・公共財それぞれの財の性質を踏まえ、市場・国家・共同体という経済組織のうち、どの組織がどの財を供給するのが効率的かという視点に基づいて検討することができる。この視点に立てば、3つの経済組織の発達によって、公共財供給組織としてのそれぞれの比較優位も変化し、そのなかでむらの役割も変化することが予想される。

以下、本章ではまず、経済発展の過程において共同体がなぜ重要で、どのような役割を果たすのかについて、開発論の議論を整理する。そこでは具体例として、徳川日本の藩政村を取り上げる。次に、共同体の役割の変化を、公共財供給にかかる市場・国家・共同体の間の比較優位の変化、および共同体の構成員の異質化という、2つの観点から検討する。

2. 発展途上経済における共同体の役割

発展途上経済における共同体の役割は、開発論の分野で速水佑次郎氏が次のような体系的な整理をしている⁽⁴⁾。速水氏によれば、「経済システム」は、「社会的に最適な分業を達成するために、さまざまな経済活動を調整する経済組織の複合体」であり、市場、国家、共同体の3つの経済組織によって構成される。市場は価格シグナルと競争によって、国家は法的な強制力に基づいた命令によって、そして共同体は緊密な個人関係や信頼関係に基づいた協力によって資源配分を調整し、市場は私的財、政府は純公共財、そして共同体は社会的セーフティネット、共有資源管理⁽⁵⁾、契約取引の履行強制などの地域的公共財⁽⁶⁾の供給に比較優位を持つという。つまり、共同体の役割の第一義は、市場で供給されにくい地域公共財を供給することであり、特に市場や国家が未発達な経済ではその役割は欠かせない。

この整理を念頭に江戸時代の日本を「発展途上経済」と位置づけ、幕府諸藩を国家、藩政村を共同体とみなし、それぞれが果たした役割を振り返ってみたい。幕府諸藩は、飢饉時の「御救い」といった社会保障、あるいは灌漑や新田開発等のインフラ整備などについては公共財供給組織としての役割を果たしたものの、教育や司法、警察などの履行強制にかかる公共サービスの供給については禁欲的であった。代わりに、藩政村や株仲間などの共同体や中間組織がそれを補完していた。速水氏が地域公共財として挙げた、社会的セーフティネットと共有資源管理を藩政村が供給したことはよく知られている。藩政村は、無尽や頼母子講、金穀の私的な融通、ところによっては共有倉庫に穀物の一部を備蓄して困窮者に低利で貸し出す社倉・郷倉を備え⁽⁷⁾ることによってリスクを保障し、入会や番水の制度によって山野や水を適切に維持管理してきた⁽⁸⁾。

地域公共財のひとつに挙げられた契約の履行強制は、取引上の不正行為を制御するために欠かすことができず、市場における私的財の取引の量と範囲の拡大、つまり市場取引の発達の前提となる⁽⁹⁾。この契約の履行強制というサービスも非競合的であり、公共財とし

での性質を持つため、国家や共同体による供給が望まれる。つまり、市場の発達のためにも、国家や共同体による補完が求められるのである。

江戸時代では、「公儀」である幕府諸藩の法令である「法度」と藩政村の村法が重層的に存在していたが、村や町で発生した紛争は公儀に訴えられたとしても、当事者同士で和解する「相对済まし」の対象となり、民間による解決が推奨された⁽¹⁰⁾。実際、藩政村は高い自立性のなかで自治を行っており、寄合が定期的に行われ、村独自のルールが村定・村掟として明文化され、違反者は村八分や追放などの制裁によって罰せられた⁽¹¹⁾。とはいえ、公儀は民事訴訟にまったく関与しなかったわけではなく、例えば破産処理については、破産の決定や承認を通して公的な拘束力を付与した⁽¹²⁾。つまり、強制力を持つ公儀の介入を脅威点とし、共同体としての藩政村や町が一般的な契約の履行強制を担っていた。

共同体はまた、地域公共財を供給するだけでなく、中央政府の末端として行政を請け負った⁽¹³⁾。徳川日本では、村請制のもとで百姓たちが責任を連帯して納める年貢の徴税を藩政村が行い、その税収の一部は開拓や灌漑、道路橋梁などのインフラ整備に使われ、経済発展の基礎となった。藩政村はさらに、検地帳や名寄帳に土地の所有関係を記載して登記・公証し、農地の貸借や農地を担保とした信用取引に公的な裏づけを与えた。これは、農地市場と信用市場の活性化と拡大に寄与したと考えられる。

共同体が中央政府を補完する役割は、今日の発展途上国においても求められている。例えば、「コミュニティ主導の開発⁽¹⁴⁾」は、現地の知識を活用することで、適切な受益者を選定する「受益者のターゲティング」と、プロジェクトが現場のニーズに適合しているかどうかに関する「選好のターゲティング」を改善することを目的として、受益者である現地コミュニティの積極的な参画を求めている⁽¹⁵⁾。共同体は政府が収集できないような現地の情報を活用し、サービスの内容や対象を改善できることに優位性があるからである。また、途上国ではトップダウン型の中央集権的な行政システムのなかでしばしば汚職が発生したり、中央政府に細かい行政サービスを供給する能力が十分になかったりすることもあり、共同体の活用には汚職を抑制したり、適正な資源配分を促したりするという狙いもある。

る⁽¹⁶⁾。つまり、中央政府の行政能力が不十分であるという消極的な理由から、共同体が国家に代わって行政を請け負い、公共財の生産供給過程の一部を担わざるを得ないのである。

以上のように、歴史的にみれば市場・国家・共同体は相互に補完関係にあった。市場取引は、契約を履行強制する制度なくしては拡大できないが、徳川日本では共同体が主にその任を負い、幕府諸藩は「最後の履行強制者（enforcer of the last resort）」として、共同体の取引統治能力を補完した。共同体はまた、国家の末端として行政サービスの供給の一端を担うことで国家を補完する。日本の歴史を振り返ってみると、藩政村や維新以後のむらは陰に陽に日本の経済発展を支えてきたことがうかがえるのである。

3. 先進経済における共同体の役割

前節では、藩政村を例に、発展途上経済において共同体が公共財の供給を中心に、市場や国家を補完してきたことを論じた。しかし、共同体がかつて供給してきた公共財の多くは、今日の先進国では市場や国家が供給している。例えば、社会的セーフティネットの一部は保険として市場で販売されているし、契約の履行強制は司法・警察制度に基づき国家が担っている⁽¹⁷⁾。なぜ、公共財の供給主体は共同体から市場や国家へと変化するのだろうか。本稿はその理由として、公共財供給組織としての比較優位の変化と、共同体構成員の異質化という2つを指摘したい。

共同体はおそらく、長期間に渡って公共財供給組織としての比較優位性を持っていただろう。しかし、市場や国家が発達するにつれて比較優位も変化すれば、財の供給主体もダイナミックに変化するはずである。

共同体が国家や市場に対して持つ優位性として、さしあたり次の3点を挙げることができる。第1に、国家が知り得ない現地の情報を活用し、より現場のニーズに合った公共財を供給できる。第2に、多くの種類の公共財を供給することで「範囲の経済性」を発揮できる。例えば、公共財の供給に必要な意見調整のための会合を一度に済ませることで固定の供給費用を下げるができる。第3に、多種類の公共財を同時に供給することで、た

だ乗りに対する制裁を強化できる。共同体が多種の公共財を供給し、その総価値が大きければ大きいほど、ただ乗りを犯してそれらの消費から一斉に排除されることによる損失も大きく、したがって協調行動をとることが容易になるのである⁽¹⁸⁾。

その一方で、共同体はその領域ごとに独立しているために、規模の経済性を発揮しにくい。例えば、農業保険は加入者が多く範囲が広いほどリスクを分散できるし⁽¹⁹⁾、契約の履行強制は国家が担うほうが、その効力がおよぶ範囲が広がる。また、供給する財を特化することによって、企業が比較優位を持つ場合もあるだろう。例えば防犯は、地域による供給も可能だが、より高度で専門的なサービスは、それに特化した企業がより効率的に供給できる。このように、国家や市場が成熟し、より高度な公共財の供給が可能になると、財によっては、共同体の比較優位性は失われる可能性がある。

共同体構成員の異質化・多様化も、むらによる公共財供給の合理性を失わせる。かつてのむらは構成員が同質的であり、むらが供給するさまざまな地域公共財に対してほぼ同じ便益と費用が共有されていたと考えられる。つまり、むらが個別の公共財を供給しないならば、それを需要する有志が自発的に作ったであろうクラブ（アソシエーション）と、地縁的な領域に基づいたむらの構成員がほぼ一致していた。したがって、それら各クラブを統合するかたちで、むらが一律に多種類の公共財を束ねて供給することには合理性があり、かつそうすることには範囲の経済性を享受できるという便益があった。ところが、兼業化や混住化、高齢化が進み、むらの構成員が異質化すると、地域公共財に対する評価は多様化する。農家は水利灌漑に対するサービスを高く評価する一方で、非農家はそれほどでもないかもしれない。高齢者は老人親睦サービスから便益を受けるが、若年層はそれを費用としか認識しないかもしれない。つまり、異質化したむらの構成員は、ある地域公共財の供給については賛成するが、別の財については消極的になるだろう。異質化によって、むらの地縁的領域と、むらが供給するさまざまな地域公共財の受益者との間にずれが生じてくるのである。むらの衰退の一局面として、地域公共財を供給しなくなることについては、そもそもむらの構成員自身にとって、むらが供給する地域公共財に対する需要がなくなっ

た、あるいは費用が高くなりすぎたことを反映している可能性があるといえる。

ひとたびこうした状況になれば、むらが多種類の公共財を一律に供給することの合意を得ることが困難になる。公共財によっては、便益を享受しない構成員にも「緊密な個人関係や信頼関係に基づいた協力」を強いて地縁的なむらぐるみで多種類の公共財を供給するよりも、個別の財ごとにそれぞれ便益を享受する有志がクラブをつくって供給することが「受益者負担の原則」からも合理的となる。

このように、地縁的範囲に基づき、むらぐるみで多様な地域公共財を供給する状況から、市場や国家、あるいはさまざまな地域公共財や機能ごとに独自の範囲と構成員を持つクラブがそれを供給する状況へと変化する過程は、むらの衰退、むらの解体とも形容できよう⁽²⁰⁾。むらの公共財供給機能がクラブへと分化し、むらとして供給する種類が減るほど範囲の経済性が失われるため、むらの衰退は連鎖的に進む可能性がある。しかし、その一方で、ひとたび地域公共財の供給主体が、地縁によるむらから財ごとのクラブへと分化すれば、個別の公共財についてみれば地域間でヨコの連携を進めたり、専門のNPOと協業したりするなどして、規模の経済性や専門性を発揮し、より効率的に公共財を供給する展望が開ける可能性もあるだろう。

4. おわりに

市場と国家が未発達な発展途上経済において、市場・国家・共同体は相互に補完関係にあった。経済発展や市場と国家の発展にとって、共同体は不可欠の存在であった。しかし、市場や国家が発達した先進経済では、財によっては市場や国家のほうが、規模の経済や特化、分業の利益に基づき、共同体よりも効率的に公共財を供給することが可能である。また、共同体構成員の異質化に伴い、有志が独自にクラブをつくって供給することが受益者負担の原則に照らして合理的となる。このように、共同体が発展途上経済において果たした公共財供給組織としての役割は、先進経済では市場や国家、クラブによって代替でき、またそのほうが合理的な場合がある。地縁で構成員を束ねるむらが地域公共財を供給する

必然性は、真に地縁的な地域性が求められ、地域住民で利害が一致する財に限定されよう。そのような現代のむらとして、例えばマンションなどの集合住宅の管理組合が提供する維持管理サービスや地域の防犯、景観の維持などが挙げられるかもしれない。しかし、それ以外の公共財の供給について、むらの役割は後退したのである⁽²¹⁾。

とはいえ、市場や国家が未発達な途上国経済では、まだまだ共同体に期待される役割は大きい。ところが、途上国の共同体のすべてが必ずしもこれに応えられていないことも事実である。これに対して、藩政村の例にもあるように、日本の共同体は今日の東南・南アジアのそれと比べて相対的に「タイト」であり、よく機能したとされる⁽²²⁾。どのような共同体ならば機能するのか、なぜ日本の共同体はよく機能したのか、どうすれば共同体を育成することができるのかは、開発実務からの実践的な問いかけでもある。日本のむらの研究はこうした領域で貢献できる可能性がある。

これまでのところ、開発論において共同体が機能する条件としては、(1) 共同体の構成員間に緊密な関係があること、(2) 同質性が高いこと、(3) 寄合・ルール・制裁があること、そして(4) リーダーや有力者による政治的な不正や横領を防止できること、などが指摘されている⁽²³⁾。こうした条件は、日本の藩政村もある程度当てはまる。藩政村の特徴としては、(1) 土地と水が稀少化し、水利と入会の共同管理が必要となったために、共同体としての結束が強化されたこと⁽²⁴⁾、(2) 江戸時代の村請制によって、年貢を連帯責任で皆済しなければならないという制約が共通利害となり、相互扶助やただ乗りの規制の価値を高め、協調行動をとりやすくさせたと考えられること⁽²⁵⁾、(3) 共同体の構成員が同質で、今日の途上国よりは所得や土地所有が比較的に平等であったこと⁽²⁶⁾、(4) 藩政村内の権限を分散し、政治的な不正や横領を緩和する仕組みが存在したこと⁽²⁷⁾、などが挙げられる。日本のむらは、共同体が機能するための条件とされる多くの特徴を兼ね備えていたのである。こうした日本のむらの特質を実証的・理論的に明らかにし、コミュニティやソーシャル・キャピタルの醸成の方法を探ることは、開発論や開発実務との接点における「むら論」の今後の方向性のひとつであろう。

(有本 寛・東京大学大学院農学生命科学研究科)

Email: arimotoy@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

注

- (1) 本章では共同体を地縁的な近隣集団，コミュニティという意味で用いる．また，本書では「むら」を「明治期以降の農村の基礎的地域社会集団」と定義しているため，本章では明治以前のむらを「藩政村」と呼ぶ．
- (2) 財は消費の非競合性と受益者の非排除性という 2 つの性質の濃淡によって，私的財と公共財に分類できる．
- (3) 速水佑次郎「経済発展における共同体と市場の役割」（澤田康幸・園部哲史編『市場と経済発展』東洋経済新報社，2006）；黒崎卓・山形辰史『開発経済学——貧困削減へのアプローチ』日本評論社，2003，第 10 章など．
- (4) 速水前掲論文，pp.17-18.
- (5) 経済学の分野における共有資源管理に関するサーベイとしては Bandiera, Oriana. Iwan Barankay, and Imran Rasul, “Cooperation in collective action”, *Economics of Transition*, vol. 13, no. 3 (2005), pp.473-498, および *World Development*, vol. 33, No. 2 (2005) ; *Journal of Economic Perspective*, vol. 7, No. 4 (1993)の特集号を参照．
- (6) これらの財は，基本的には消費の非競合性を持つため，公共財としての性質を持つ．
- (7) 大塚英二『日本近世農村金融史の研究』校倉書房，1996，第 5 章；小林平左衛門『郷蔵制度の変遷』（東京大学経済学部図書館所蔵），1934．こうした共同倉庫や共同貯蓄は，今日の途上国においてもコメ銀行や貯蓄組合などとして普及が進められている．
- (8) 藤栄剛「農村共有資源管理のための共同行動：滋賀県の農業集落を対象として」『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第 4 号（2007），pp.73-82 は，現代日本の農業集落と共有資源管理の関係を定量的に分析している．
- (9) 契約の履行強制と経済発展の関係は経済学における近年の重要なトピックである．理

論的な概説は Dixit, Avinash K., *Lawlessness and economics: alternative modes of governance*. Princeton University Press, 2004 を参照. Greif, Avner, *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*. Cambridge University Press, 2006 は, 中世地中海交易における契約の履行強制問題を経済史の観点から分析している.

- (10) 大藤修「幕藩体制の成立と法」(水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『新体系日本史 2 法社会史』山川出版社, 2001, p.289; 大藤修「幕藩制社会の変容と法」(水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『新体系日本史 2 法社会史』山川出版社, 2001, pp.339-340.
- (11) 例えば, 水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会, 1987; 渡辺尚志『近世村落の特質と展開』校倉書房, 1998; 黒田基樹『百姓から見た戦国大名』ちくま新書, 2006 など.
- (12) 福山昭『近世農村金融の構造』雄山閣出版, 1975, p.246.
- (13) 大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』日本経済評論社, 1994.
- (14) 「コミュニティ主導型開発」とは, 開発プロジェクトの立案や実行にあたって, 資源配分や決定を受益者コミュニティに委ねるプロジェクトのことである (World Bank, *The Effectiveness of World Bank Support for Community-Based and -Driven Development: An OED Evaluation*. World Bank, Washington, D.C., 2005).
- (15) 近年の開発プロジェクトにおけるコミュニティの役割については, Mansuri, Ghazala, and Vijayendra Rao, “Community-Based and -Driven Development: A Critical Review”, *World Bank Research Observer*, vol.19, no.1 (2004), pp.1-39 が包括的なサーベイを行っている.
- (16) Bardhan, Pranab and Dilip Mookherjee, “Decentralizing antipoverty program delivery in developing countries”, *Journal of Public Economics*, vol. 89 (2005), pp.675-704.
- (17) このように, 公共財の一部が市場でも供給できるのは, その多くが消費の非競合性を持つものの, 受益者の排除は可能な「クラブ財」だからである. クラブ財は, 会費や利用料を徴収することで, それから便益を得る有志が自発的に形成する「クラブ」や,

場合によっては企業によっても、ただ乗りを回避しつつ供給することが可能である。
なお、クラブ財については Cornes, Richard and Todd Sandler. *The theory of externalities, public goods, and club goods*. Second edition. Cambridge University Press, 1996 などの公共経済学の教科書を参照。クラブ財の例としては高速道路、スポーツジム、レンタル・ビデオ、マフィアによる私的な契約の履行強制サービスなどが挙げられる。

(18) この点は、Spagnolo, Giancarlo, “Social relations and cooperation in organization”, *Journal of Economic Behavior and Organization*, vol. 38, no.1 (1999), pp.1-25 や Aoki, Masahiko. *Toward a Comparative Institutional Analysis*. MIT Press: Cambridge, 2001, chapter 2 で定式化されている。

(19) ただし、被災していないのに保険金を受け取ろうとするモラルハザードを防止する策が必要である。共同体による農業保険の運営は、情報の非対称性を緩和する点では優位性がある。

(20) 今野裕昭「契約講の変容過程に関する一考察——宮城県桃生郡鳴瀬町大塚の事例——」（塚本哲人編『現代農村における「いえ」と「むら」』未来社，1992）は、むらの機能が徐々に放出されていく様子を詳細に記述している。

(21) ただし、本章では共同体やむらを、経済学的な観点から物質世界において公共財を供給する組織として限定して捉えており、その限定された領域において、市場や国家が発達した今日では、共同体の公共財供給組織としての役割は後退したと論じている。それは必ずしも精神世界・生活世界における共同体の役割を否定するものではない。

(22) 玉城哲ほか『むらは現代に生かせるか』農山漁村文化協会，1979，p.184；藤田幸一『バングラデシュ 農村開発のなかの階層変動』京都大学学術出版界，2005，p.262，p.265-267；齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社，1989，第3章；加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織——近代日本との比較から——』日本貿易振興会アジア経済研究所，1998，など。

(23) 玉城ほか前掲書，p.184；Hayami, Yujiro and Masao Kikuchi, *Asian Village Economy at the*

Crossroads: An Economic Approach to Institutional Change, University of Tokyo Press: Tokyo, 1981, p.22.

(24) Bandiera et al 前掲論文.

(25) 有本寛「開発経済学から見た自治村落論」『農業史研究』第40号(2006), pp. 89-96.

(26) Conning, J. H. and J. A. Robinson, "Property rights and the political organization of agriculture", *Journal of Development Economics*, vol. 82 (2007), pp.416-447 の Table 2 によれば, 1941 年当時における日本の農地所有のジニ係数は 0.42 で, 1970 年代のアジアやラテンアメリカの諸国と比較しても低い. 維新後の地租改正と金納により, 農地の集積が進んだことから, 維新前の江戸時代ではより平等な土地所有関係であったと思われる.

(27) 深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』校倉書房, 1979, p.207 ; 水本前掲書 ; 有本前掲論文.